

提出日(西暦)	2021年5月13日
---------	------------

品質管理システム概要書（2021年5月13日現在）

監査事務所名 監査法人FRIQ

代表者名 外山 千加良

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

FRIQのQはQualityのQであり、高品質な監査を追求いたします。そして、「監査に関する品質管理基準」、「監査における不正リスク対応基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に準拠した「監査の品質管理規程」を制定し、社員の中から品質管理担当責任者を選任しております。品質管理担当責任者は、品質管理の整備及び運用に関する責任を負い、統括代表パートナーが当法人の品質管理のシステムに関する最終的な責任を負うこととしております。

【不正リスクへの対応】

不正リスクへの対応を含めた品質管理システムに関しては、日常的観点及び定期的観点の双方において実効性ある品質管理が徹底できるよう品質管理責任者を定めて運用しています。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

公認会計士法とその関係法令及び日本公認会計士協会の倫理規則に基づく職業倫理及び独立性に関する規程を制定し、当法人の全構成員に順守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することにより、相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、職業倫理の遵守を阻害する要因を認識した場合には、早急に品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることとしています。

(2) 独立性の保持

法令等及び日本公認会計士協会の独立性に関する指針等に遵守するよう職業倫理及び独立性に関する規程を制定し、当法人及び構成員に遵守を義務付けるとともに、法人内研修等による周知徹底を図っています。また、日常的コミュニケーションを活発に実施することにより相互牽制及び相談できる組織環境を整えています。これらの規程の遵守状況について定期的に確認するほか、独立性を阻害する要因を認識した場合には、早急に品質管理担当責任者へ伝達し対応を図ることとしています。

(3) ローテーション

公認会計士法等に基づき、監査業務の主要な担当者（監査責任者、審査担当者、監査業務の重要な事項について重要な決定や判断を行うその他の者）の長期間の関与に関する方針及び手続を制定し、定期的かつ必要の都度、ローテーション計画の策定及び見直しを行うことにしています。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

契約の新規締結及び更新に当たっては、リスク項目の網羅的把握及び受容可能性の判断に資するよう契約の新規の締結及び更新に関する規程を制定しています。具体的には、すべての契約の新規の締結及び更新について、独立性確認を実施した上で、不正リスクを含めたリスク項目の網羅性及び受容可能性、関与先の誠実性、業務の適正・チームの能力及び人的資源、職業倫理及び独立性に関する規程を遵守できるか等の観点において認識された問題点を個々に評価するとともに、総合的な観点から新規の締結及び更新の可否の判断を行っています。なお、当該評価及び議論は、すべて全社員で行うものとし、最終的には全社員の承認を得るようにしています。

【不正リスクへの対応】

契約の新規締結及び更新にあたっては、上記の通り、不正リスクとなりうる項目の有無及びその内容を想定した上で議論し、判断することになっています。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

業務において必要とされる適性、能力及び経験並びに求められる職業倫理を備えた十分な専門要員を確保するため、専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任に関する規程を制定しています。採用、教育・訓練、評価及び選任のそれぞれにおいては、人物としての誠実性及び不正リスクを含めたリスクへの対応の観点から監査業務を適切に遂行できるに足る資質及び能力の有無に重点を置いています。

【不正リスクへの対応】

専門要員の教育・訓練においては、監査基準委員会報告書240「財務諸表監査における不正」を中心としたリスク評価及び対応手続の理解並びに不正事例の分析に関する研修を定期的実施することにより、知識及び能力の維持・向上に努めています。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

我が国における監査基準等、日本公認会計士協会から公表されている監査基準委員会報告書、監査・保証実務委員会等の委員会報告や実務指針に準拠し、その他研究報告等を参考に、監査業務の実施に関する方針及び手続を制定しています。また、監査品質を合理的に保つために必要と判断した事項については、当法人のひな型を策定し、法人内研修等により全構成員に周知徹底しています。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査責任者は、不正リスクに適切対応できるように自らが発見又は指示し、適宜適切に査閲することとしています。また、監査責任者の全員が交代した場合、監査の過程で識別した不正リスクを含む監査上の重要事項を適切に伝達することとしています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

監査の基準及び監査手続に関する専門的な助言・指導及び会計基準等の解釈を必要とする場合の方針及び手続を制定しています。監査責任者は、判断に困難が伴う重要な事項に直面した場合には、審査担当者へ相談し、それでも判断に困難が伴う重要な事項がある場合には、当法人内外の専門的な知識及び経験等を有する者への問い合わせを実施し、見解を入手します。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務についても、上述の通り、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じて当法人内以外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に問合せ、監査責任者の責任の下、入手した見解を検討することになっています。

(3) 審査の方針及び手続

審査の内容、実施時期及び範囲、審査担当者の適格性及び客観性、審査の記録及び保存に関して、審査に関する規程を制定し、すべての監査業務について所定の審査の受審を求めることにしています。当該審査は、監査計画から監査意見形成までの監査業務全般を対象として、審査担当者による審査を実施することにしています。また、重要な事項については、合議制による審査を実施することにしています。

【不正リスクへの対応】

計画段階、不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合及び監査意見の表明段階の審査においては、監査チームの行った不正リスクの評価及びその対応の状況についての評価を含んでいます。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

監査上の判断の相違については、速やかに監査責任者又は品質管理担当責任者に報告するとともに、必要に応じて審査担当者を交えて、協議によって解決を図ることになっています。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

監査調書の管理、保存及び廃棄、並びに最終的な整理に関する方針及び手続を制定し、品質管理担当責任者による管理責任の下、対応することになっています。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

品質管理のシステムに関する方針及び手続として、日常的な監視及び定期的な検証方法を含めた評価のプロセスを制定し、運用することとしています。

日常的な監視においては、新たな法令及び基準等の認識並びに各規程等への反映、職業的専門家としての能力開発状況、構成員の独立性の遵守状況の確認、契約の新規締結及び更新状況、要改善事項がある場合の認識及びフォローアップ状況等について社員総会で共有することにより、モニタリングしています。

定期的な検証は、監査契約の新規締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継を含めた不正リスクへの対応を考慮した検証計画を策定し、循環的に実施します。

【不正リスクへの対応】

不正リスク対応基準が適用される監査業務について、上述の通り、監査契約の新規締結及び更新、不正に関する教育・訓練、業務の実施、監査事務所間の引継を中心とした項目が当法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されているか検証することとしています。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

品質管理システムの監視によって発見された不備及び公表されている他の監査事務所における不備は、品質管理担当責任者がその影響を評価するとともに、社員総会に伝達及び議論し、必要に応じて適切な是正措置を実施します。その場合、監査責任者は監査チームのメンバーに対して是正措置を伝達します。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人内外からもたらされる、不正リスクに関するものを含む情報に適切に対処するため、不服と疑義の申立ての方針及び手続を制定します。

【不正リスクへの対応】

不正リスクに関する情報が受け付けられた場合には、適時に関連する監査責任者へ伝達し、監査チームでの検討状況について品質管理担当責任者に報告します。また、当該報告は電子的媒体で報告することとしています。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

監査人の交代に関しては、監査基準委員会報告書900「監査人の交代」に準拠し、当法人が後任監査人となる場合及び前任監査人となる場合の双方において、不正リスクへの対応を含めた引継に関する方針及び手続を制定し、実施します。当該方針及び手続の実施は、品質管理担当責任者の管理の下、実施するものとします。

【不正リスクへの対応】

当法人が後任監査人となる場合には、監査人の交代事由及び不正リスクへの対応状況等について質問し、また、不正リスクとなりうる項目の有無及びその内容を想定した上で、議論し、判断することになっています。当法人が前任監査人となる場合には、不正リスクへの対応状況を含めた重要事項を、後任監査人へ伝達することとしています。

8. 共同監査の方針及び手続

共同監査を実施する場合に、他の監査事務所の品質管理システムが当該監査業務の品質を合理的に確保できるものであるかについて、監査契約の新規の締結及び更新の際、並びに必要な応じて確認するための方針及び手続を制定しています。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続
該当事項はありません。

以 上

※ この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。

(記載上の注意)

1. 品質管理システム概要書の記載は、A 4判10枚程度までとすること。ただし、「5. 業務の実施 (3)審査の方針及び手続」の記載に当たり、別途組織図 (A 4判に限る。) を添付することができる。

2. 各項目の記載に当たっては、「監査に関する品質管理基準」、品質管理基準委員会報告書第1号「監査事務所における品質管理」及び監査基準委員会報告書220「監査業務における品質管理」に基づき、各監査事務所が定めた品質管理の方針及び手続の概要を簡潔かつ明瞭に記載すること。

なお、「監査における不正リスク対応基準」の適用対象である金融商品取引法に基づいて開示を行っている企業 (非上場企業のうち資本金5億円未満又は売上高10億円未満かつ負債総額200億円未満の企業は除く。) の監査を行っている監査事務所の場合は、各項目の記載のうち、財務諸表監査における不正による重要な虚偽表示リスクに対応して定めた品質管理の方針及び手続の概要の記載を【不正リスクへの対応】という見出しの付された項目に記載して明瞭にすること。

3. 業務執行社員又は監査責任者のローテーションの方針及び手続については「2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続」の記載箇所に必ず記載すること。

4. 合併等の組織再編を行った場合には、品質管理の方針及び手続の変更方法を「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。例えば、合併後一定期間複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合は、その旨及び統一予定時期を記載すること。

なお、合併後一定期間、複数の品質管理の方針及び手続が併存する場合には、複数の「品質管理システム概要書」を提出すること。

その他重要と考えられる品質管理の方針及び手続がある場合には、「9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続」に記載すること。